

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活者・事業者支援！

町では、コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活者・事業者支援として、以下の事業を実施します。なお、財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します。

【生活者・事業主など】

事業名	内容	申請期間等	申請先・方法	問合せ先
学校給食費支援事業	物価高騰による小中学生の保護者の負担軽減を図るため、学校給食費への支援をします。 ▶支援内容 食材費の物価高騰分を支援するとともに、学校給食費を1人当たり月額 1,000 円減額します(令和 5 年 9 月分から令和 6 年 3 月分)。	申請不要		学校給食共同調理場 ☎029-292-1209 (直通)
粗飼料価格高騰対策支援金給付事業	酪農及び肉用牛生産における経営の維持安定を図るため、牛飼養者に対し、支援金を給付します。 ▶支援額 乳用牛 (1 頭当たり) 4,000 円 肉用牛 (1 頭当たり) 1,000 円	対象事業者へ申請案内を送付しています。	郵送または窓口にて受付	農業政策課 ☎029-240-7118 (直通)
地理的表示保護制度登録産品飯沼栗物価高騰対策支援事業	地理的表示保護制度登録産品「飯沼栗」の安定した生産維持を図るため、下飯沼栗生産販売組合に対し支援を行います。 ▶対象 栗くん蒸剤「ヨウ化メチル剤」購入経費における高騰分の一部支援(令和 5 年 9 月分から 11 月分)	対象事業者へ申請案内を送付しています。	郵送または窓口にて受付	農業政策課 ☎029-240-7118 (直通)
事業継続緊急給付金(第4弾)	エネルギー価格及び物価の高騰の影響を受け、売上または経常利益が減少した中小企業及び個人事業主に対し、給付金を給付します。 ▶要件 以下のいずれかに該当する事業者 ア. 令和 5 年 1 月から 12 月のいずれかの月の売上が、前年または前々年の同月の売上と比較して 20%以上減少している事業者 イ. 令和 5 年分の経常利益(事業収入から売上原価及び経費を差し引いた金額)が、前年または前々年の同年分の経常利益と比較して 10%以上減少している事業者 ▶給付額 (1 事業者当たり) 100,000 円	9月1日(金)～2月29日(木)	郵送または窓口にて受付	商工観光課 ☎029-240-7124 (直通)

【事業所・施設など】

事業名	内容	申請期間等	申請先・方法	問合せ先
公共交通エネルギー価格高騰対策事業	公共交通の運行の維持及び確保を図るため、公共交通事業者に対し、支援金を交付します。 ▶支援額 町域内を運行する路線バス事業者 (1系統当たり) 100,000 円 町内に営業所を置くタクシー事業者 (1台当たり) 30,000 円	対象事業者へ申請案内を送付しています。	郵送または窓口にて受付	地域政策課 ☎029-215-8003 (直通)
障害福祉サービス施設等支援給付金事業	町内の障害福祉サービス施設等に対し、給付金を支給します。 ▶給付額 施設入所系 100,000 円 短期入所系 50,000 円 通所系 30,000 円 訪問系 10,000 円 ※1施設が複数の事業を実施している場合は、合計額により支給。	対象事業者へ申請案内を送付しています。	郵送または窓口にて受付	社会福祉課 ☎029-240-7112 (直通)
高齢者福祉施設等支援給付金事業	町内の高齢者福祉施設等に対し、給付金を支給します。 ▶給付額 施設入所系 100,000 円 短期入所系 50,000 円 通所系 30,000 円 訪問系 10,000 円 ※1施設が複数の事業を実施している場合は、合計額により支給。	対象事業者へ申請案内を送付しています。	郵送または窓口にて受付	長寿福祉課 ☎029-291-8407 (直通)
保育所等物価高騰対策支援給付金事業	町内の私立保育所等に対し、給付金を支給します。 ▶給付額 給食材料費物価高騰分 450 円/人・月×7 か月 光熱費高騰分 利用定員 60 名以上 100,000 円 利用定員 20 名以上 59 名以下 50,000 円 利用定員 19 名以下 25,000 円	対象事業者へ申請案内を送付しています。	郵送または窓口にて受付	こども課 ☎029-240-7144 (直通)
土地改良区電気料金高騰対策支援事業	土地改良区に対し、電気料金の高騰分に対する支援を行います。 ▶対象 農業水利施設電気料金の高騰分の一部支援(令和5年4月分から9月分)	—	—	農業政策課 ☎029-240-7118 (直通)
下水道処理場等電気料金高騰対策支援事業	下水道施設に対し、電気料金の高騰分に対する支援を行い、経営の安定化を図ります。 ▶対象 町浄化センター及び農業集落排水施設電気料金の高騰分の一部支援(令和5年4月から令和6年3月分)	—	—	下水道課 ☎029-240-7127 ☎029-240-7128 (直通)
浄・配水場等電気料金高騰対策支援事業	水道施設に対し、電気料金の高騰分に対する支援を行い、経営の安定化を図ります。 ▶対象 町浄水場及び配水場電気料金の高騰分の一部支援(令和5年4月から令和6年3月分)	—	—	水道課 ☎029-292-0235 (直通)